

# 令和6年度 第1回

## 焼津市国民健康保険運営協議会

### 会 議 録

日時 令和6年8月6日(火)

午後1時30分～午後2時15分

場所 市役所本庁舎第3委員会室

## 令和6年度 第1回 焼津市国民健康保険運営協議会 会議録

## 次第

- 1 開会
- 2 交代委員への委嘱状交付
- 3 議事
  - (1) 令和5年度焼津市国民健康保険事業実施状況等について
  - (2) 静岡県国民健康保険運営方針の改定について
- 4 その他
  - ・マイナ保険証の利用促進について
  - ・焼津市国民健康保険条例等の一部改正について
  - ・焼津市国民健康保険第3期保健事業計画（データヘルス計画）
- 5 閉会

## 出席委員

## 被保険者代表

曾根早苗、増田永二、池谷均、齊藤恵美

## 保険医又は保険薬剤師代表

石川英也、亀山八郎

## 公益代表

村松文次、近藤隆久、岡本康夫、石神とみ子

## 被用者保険等代表

富永安裕、玉川茂

## 事務局出席者

増田健康福祉部長

渡仲国保年金課長、秋山給付担当係長、鈴木保険担当主幹

八木健康づくり課長、桐竹成人保健担当主幹、

塩谷成人保健担当主任主査、松本成人保健担当保健師

前川納税促進課長、増田収納対策主幹

## 内容

渡仲課長

定刻となりましたので、ただいまから、焼津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は、本日司会を務めさせていただきます国保年金課長の渡仲と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、このたび委員1名が交代となりましたので、あらたに運営協議会委員としてお願いいたしますので、委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしましたら、その場にてご起立をお願いします。

## 【委嘱状交付】

任期途中での交代となります。そのため、前任者の残任期間である令和7年3月31日までの任期となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで部長よりご挨拶をさせていただきます。

増田部長

(部長挨拶)

渡仲課長

それでは今年度初めての協議会となりますので、まず事務局の職員について自己紹介させていただきます。

## 【職員自己紹介】

以上の職員で担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまから、第1回焼津市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

ここで、本日の出席者数を事務局より報告いたします。

事務局

本日の出席者は、被保険者代表4名、保険医又は保険薬剤師代表2名、公益代表4名、被用者保険等代表2名 以上合計12名ですので、焼津市国民健康保険条例第2条の規定による委員定数の過半数に達しており、かつ、それぞれの代表区分ごとに1名以上の委員が出席しております。したがって、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第6条により成立しております。

なお、委員の皆様には、本会議の会議録につきまして市のホームページに掲載させていただきますことをご了承願います。

渡仲課長

それでは、焼津市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、ここからの進行を岡本会長にお願いいたします。

議長

それでは、改めまして、今年度も会長を務めさせていただきます、岡本

と申します。焼津市の国民健康保険については、一昨年から令和9年度を目指して税率の改正を実施しているところではありますが、同時に今部長さんからも話がありました医療費等々が増加している中で、担当課の皆様には特定健診などを推進していただくことで、医療費の削減へと繋がるよう協力いただいておりますので、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。また、今年度最後の任期の年になりますが、引き続き焼津市の国保が健全な運営を進めると同時に市民の皆さんの健康を守れるように、皆様と一緒に議論ができればと思いますので、1年間よろしく願いをしたいと思います。

議長

それでは本日の会議録署名人を指名させていただきたいと思います。

会議録署名人ですが、焼津市国民健康保険運営協議会規則第8条の規定により、議長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。お一人目は増田永二委員、よろしく願いいたします。お二人目は石神とみ子委員、よろしく願いいたします。それでは、本題の議事に入らせていただきたいと思います。

(1)「令和5年度焼津市国民健康保険事業実施状況等について」、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局

(令和5年度の決算状況、収納率、医療費等の状況、基金残高、令和6年度当初予算などについて説明)

議長

ただいま事務局より説明がありましたけれども、皆さんの方からご質問等ございましたらよろしく願いしたいと思います。

議長

特に皆さんの方からご質問等がないようでしたら、次に移りたいと思います。

それでは次第の(2)「静岡県国民健康保険運営方針の改定について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(令和6年3月に改定があった静岡県国民健康保険運営方針の改定内容について、国民健康保険税の介護納付金分の平等割廃止について説明)

議長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたけれども、皆さんの方からご質問等がございましたらよろしく願いしたいと思います。

議長

質問等ないので、次に移りたいと思います。4「その他」ということで、事務局から説明をお願いしたいと思います。

- 事務局 (マイナ保険証の利用促進について説明)  
(焼津市国民健康保険条例等の一部改正について説明)  
(焼津市国民健康保険第3期保健事業計画(データヘルス計画)の説明)
- 議長 ただいまの説明により、皆様の方からご質問等ございましたらお願いしたいと思います。
- 村松委員 よろしいですか。
- 議長 はいどうぞ、村松委員。
- 村松委員 先ほどのご説明の中で、国民健康保険条例の一部改正について確認ですが、第12条の過料のところですが、この過料対象者が被保険者証を返還しなかった人と認識をしてしまったのですが、このようなケースは実際にあるのでしょうか。
- 事務局 被保険者証の返還ですが、まず保険税を滞納されている方について、資格証明書を交付する場合においては、まず最初に弁明の機会等を設けて、その後に保険証の返還を求めますが、保険証の返還に応じない方について、過料を科すという形ですので、実際に保険証の返還を求めるケースは多くないと思います。焼津市では、資格証明書の交付対象者は今のところおりませんので、資格証明書の交付対象者が出てきた時に返還を求めるものでございます。
- 議長 よろしいですか。
- 村松委員 はい。
- 議長 それ以外、皆さんの方からご質問等があれば、よろしく申し上げます。
- 議長 皆さんの方から特に質問等ないようですので、第1回焼津市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

<閉会>